



倫理創成研究の動向 : シュレーダー=フレチエットの『リスクと合理性』から

松田, 毅

(Citation)

倫理創成講座ニュースレター, 4:43-46

(Issue Date)

2006-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001728>



倫理創成研究の動向：シュレーダー＝フレチェットの『リスクと合理性』から

松田 毅

最近では「リスク」という言葉は、毎日のニュース報道で耳にしない日がないほど、みじかで日常的なものとなりました。環境倫理学の領域でも、我が国では中西準子の仕事⁽¹⁾を契機として議論が活発になっています。しかし、そこには狭義の環境倫理学にとどまらない理論的にも実践的にも、重要で興味深い多くの課題がなお未解決の形で存在しています。筆者は、平成17年10月に岡山大学で開催された日本倫理学会第56回大会で「環境リスクと合理的意思決定——インフォームド・コンセントを手掛かりとして」と題して、環境リスク論と（医療倫理ではよく知られた）「自由なインフォームド・コンセント」（以下、ICと略）とのあるべき関係について論じましたので、この場を借りてご紹介させていただきたいと考えます。

アメリカの環境倫理学者、シュレーダー＝フレチェット（Shrader-Frechette）は、1991年公開の『リスクと合理性』でこの問題に関して次のような提起を行いました——彼女の仕事への高い評価は、同じ学会のワークショップ「科学技術のリスクと倫理」で北海道大学の蔵田伸雄、石原孝二の両氏がそれを取り上げて、論じていることにも現れている通りです。⁽²⁾つまり、リスクの分析、コミュニケーション、マネジメントは現代社会の重要な課題であるが、中でも「リスク・コミュニケーション」は、一般に専門家が「素人市民」に対して「リスク・コスト便益原則」——有害事象の生起確率を踏まえた定量的評価法と「リスク・トレードオフ」のための経済的評価法との組合せ——に従い、問題状況と可能な選択肢を説明し、多様な利害関係にある市民たちに一定のリスクの「受け入れ」の説得を行う形で考えられている。しかし、環境リスクの倫理的問題をこの形で解決するためには幾つかの克服すべき問題がある、というものです。

シュレーダー＝フレチェットは、その点を示すために、環境に関する「リスク・コミュニケーション」のモデルを医療倫理の「IC」に求め、その問題点をリスク評価における「ICディレンマ」として検討しています。そもそも『リスクと合理性』の主張の最大のポイントは、環境リスクの評価と合理的意思決定の方法を、一方では確率分布が理論的に予測可能な頻度論的確率論に基づく「客観主義的」リスク分析と、他方では主観的な「ベイズ推定」と功利主義の原則の双方に従う個人的な意思決定と区別し、固有の認知と規範の次元を持った「不確実性の状況下での社会的意思決定」として位置づけ、それにふさわしいリスク評価の改革を「交渉」モデルなどとして提案する点にあ

(1) 中西準子 1995年『環境リスク論』岩波書店、2004年『環境リスク学』日本評論社、加藤尚武2005年『新・環境倫理学のすすめ』丸善を参照。

(2) 石原孝二 2004年「リスク分析と社会——リスク評価・マネジメント・コミュニケーションの倫理学」『思想』963号参照。加藤尚武氏は、フレチェットの立場をレオポルドの「土地倫理」のロールズ以上にロールズ主義的な基礎づけであると言います。

ります。その主張の鍵の一つとなるのが、リスク評価における「IC デイレンマ」とその解決なのです——彼女の15年前の提案の幾つかは、我が国では小林傳司の提唱する「コンセンサス会議」のような、より積極的な「市民参加」によるリスク管理の方法論に対応していると言えるでしょう。⁽³⁾

筆者は、彼女がIC デイレンマを環境リスクに関する意思決定の「交渉」モデルにより克服しようとする点、またその際、「安全」の権利が社会的意思決定を拘束すべきであると主張する点を積極的に評価しますが、その一方で、その提案には、たとえば地域の「環境」に関する多様な知識をめぐり、市民を専門家に対して、もっぱらリスク受容者として見る傾向がある限り、我が国の環境運動の現状も踏まえたより広い文脈で見た場合、「環境正義」の実現に関してはなお或る限界を抱えている、と考えています。⁽⁴⁾ しかし、ここではシュレーダー＝フレチェットの言う環境リスクに関する「IC デイレンマ」を紹介し、それが広くリスク論全般に関わる問題を含む点を強調するにとどめたいと思います。

このディレンマは、一方ではたとえば、仕事がない場合や、収入が非常に少ないために、あえて危険な仕事をせざるをえない、という意味で大きなリスクをおかざるをえない状況にある人こそが、本当は就労に際してICを最も必要としているのに、にもかかわらず実は「ICをする」ことができるような状況にはない、という問題に関連しています——彼女はそれをアスベストの国境を越えた移転に見られるリスクに関する「先進国内」と「先進国外」の法規制の「分離戦略」の引き起こす深刻な環境不正義の問題としても論じています。他方、その反対に、経済的、社会的そして教育的にも恵まれた人々は、必要となれば、「ICをする」ことができる余裕と能力をもつが、実際にはその恵まれた状況ではあえて大きなリスクをおかさず、ICなしにやっていけるという点に関係しています。そうだとすれば、この双方のケースでICは實際上、実質的には何の役割も果たしていないので、ICはほとんど無意味になりかねません。残念ながら、事実、現代の世界にはこのような深刻な状況が、環境リスク以外の領域にも存在することは否めません。

シュレーダー＝フレチェットは、ここでいわゆる「自己決定権」ないし「他者危害の原則」を持ち出し、誰にも勝手に他人の安全を左右する選択をする権利はない以上、ICは環境リスクに対する手続きの意味での「合理的意思決定」の要件である点を強調します。しかし、これだけでディレンマが解消されるとは思えません。そもそも、ICには倫理的意味——治療に関する患者の自律的

(3) 小林傳司氏の業績に関しては本ニューズレターを参照。

(4) 拙稿2006年「環境リスクと合理的意思決定——インフォームド・コンセントを手掛かりとして——」神戸大学大学院文化科学研究科『文化學年報』第25号所載(1-23頁)参照。現在、筆者らは『リスクと合理性』(Shrader-Frechette, K.S. 1991. *Risk and Rationality Philosophical Foundations For Populist Reforms*. University of California Press.)を翻訳中であり、近く昭和堂より出版の予定です。

選択とその「権限委任」の意味——と法的意味——「治療処置」ないし研究着手前の患者・被験者からの「法的に有効な同意」の意味——があり、それらは「(患者のICを行う)有能性」、「情報開示」、「理解」、「自発性」(非強制)の諸要素からなりますが、それが形式的で表面的な「悪しき正当化」にとどまる危険がたえずつきまとうからです⁽⁵⁾——この「悪しき正当化論」には、経済発展のためには犠牲もやむを得ないとする「必要悪」論、便益がコストを上回れば個人の権利や義務を脇に置くことは許容されるという「相殺効果」論、危険を承知で働く人々は暗に危険を犯すことに同意しているとする「暗黙同意」論などがあります。

これらに対して、シュレーダー＝フレチュットは、ICの実現を妨げる社会経済的および心理学的な「背景条件」の分析を行うと同時に、悪しき正当化論の倫理的批判を行っています。前者については、あえて危険を承知で、あぶない仕事をせざるをえない労働者のリスク認知に関する心理学的知見を踏まえ、アメリカ合衆国の事例に則して、少数者の社会経済的、教育的および政治的格差・差別の問題を「環境不正義」の原因として指摘します。⁽⁶⁾歴史的、社会的に著しく権利を剥奪されてきた人々が環境リスクに真の「自由なIC」を与えることができないのはある意味で当然だからです。後者については、経済的便益の考慮に優先し、国境と無関係に妥当する「道徳の第一原理」としての「安全」によりICを制約すべきであると論じます——実際には上の「分離戦略」一つをとっても、経済的圧力(いわゆる「グローバル化」や「新しい貧困」)により、「自由なIC」を成立可能にする「背景条件」の確保はもちろん容易ではないのですが。

しかし、こうしたリスクと「ICディレンマ」の容易には克服し難い状況は、わたしたちの生きる今日の世界の状況の一面を確かに言い表しているのではないのでしょうか。医療倫理の場合も医療行為の選択に関わる、リスクとコスト、便益・効用の説明と理解、「計算」、決定・「許諾」の諸局面が存在しますし、工学倫理と関連する新しい科学技術アセスメントにも同趣の状況が存在しています。言うまでもなく、それぞれの「応用倫理」には、たとえば意思決定に関連する当事者関係の広がりや違いなど、固有の特徴があり、それを無条件に一律に論じることはできませんが、筆者は、「環境倫理」に関して言えば、「持続可能性」のために、地域に生きる人々の「土地」に関する知を、専門家の科学技術知に匹敵する権利をもつものとして生かすモデルが求められていると考えています。

リスクの遍在する現在の社会状況の中で、わたしたちは、ICのあり方を、医療倫理が当初そう

(5) この点はピーチャムとチルドレス1997年『生命医学倫理』成文堂に従います。学会の質疑で京都大学の水谷雅彦氏は、4要件に加え、近年提起されている「包括的合意」と「撤回可能性」は環境倫理にも重要であると指摘しましたが、確かにリスク評価を含む事前評価としての環境アセスメントや合意形成にはそれらが重要な要件となることは否定できないと思われます。この点の検討は今後の課題とします。

(6) シュレーダー＝フレチュットはリスク管理に関する「ダブル・スタンダード」論に対抗するため、ICを市民的義務として根拠づけようとしますが、その実効性の現状は厳しいので、安全性確保については政府による積極的な介入も認めています。

想定したように、孤独な患者の不安な「生か死か」の賭けのイメージで捉えるのではなく、これらの応用倫理それぞれの領域で、今後、ますます専門家と市民とが相互に支え合う意思決定モデルにしていくことが望ましいのではないのでしょうか。⁽⁷⁾

(7) シュレーダー＝フレチットは、専門家の必要かつ適切な参加が「自由な IC」を保証すると思います。参加者に平等な権利を与えた上で、交渉に必要な情報に関しては、情報・知識の非対称性を考慮して、専門家の助言システムを整えるべきであると付け加え、そこに自然科学系の科学者や技術者以外に社会学者などの独立した立場の人々の参加を要請しています。彼女は、後者には絡み合う利害対立の中で共通の関心領域を特定し、公正で、相互に受け入れ可能な解決に至るための、媒介、交渉、仲介の機能を期待します。彼女は、自分の立場を「ポピュリスト」と位置づけますが、ポピュリズムの危険性も考えれば、このやり方は健全であると言えるでしょう。